

山陽小野田市議会市民懇談会実施要綱

平成 2 4 年 3 月 3 0 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山陽小野田市議会基本条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 2 3 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき実施する市民懇談会（以下「懇談会」といいます。）について必要な事項を定めるものとします。

(開催手続)

第 2 条 市内で活動を行う団体及びおおむね 1 0 人以上の市民グループ（以下「団体等」といいます。）から議長に懇談会開催の申込みがあった場合において、議長が広聴特別委員会の意見を聴き、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会（以下「委員会」といいます。）等で開催の指示をします。ただし、申込みがあった懇談会のテーマから、派遣する委員会等が判断できるときは、広聴特別委員会の意見を聴く必要がないものとします。

2 懇談会の開催を希望する団体等は、山陽小野田市議会市民懇談会申込書(様式第 1 号)を議長に提出するものとします。

3 前 2 項の規定にかかわらず、議長が必要と判断したときは、懇談会を開催できるものとします。

(懇談内容)

第 3 条 懇談会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに該当するものとします。

(1) 市政に関すること。

(2) 市議会に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること。

2 テーマの件数は 1 件とします。ただし、議長が認めた場合はこの限りではありません。

(懇談会の役割)

第 4 条 懇談会における司会者、テーマ報告者及び記録者は、該当する委員会等において協議して決定します。

(会場等)

第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により開催する懇談会の日程、会場及び市民への周知については、団体等の代表者と議長において協議して決定します。

(記録)

第 6 条 懇談会の記録は、記録者において要点を整理して作成します。

(懇談会)

第7条 懇談会は、2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとします。

- (1) 開会あいさつ
 - (2) 出席者紹介
 - (3) テーマの趣旨説明
 - (4) テーマの報告
 - (5) 意見交換
 - (6) 閉会あいさつ
- (資料)

第8条 第2条第2項に基づき団体等から懇談会開催の申し込みがあった場合、該当する委員会等は、報告内容を協議します。

- 2 懇談会での配布資料は、該当する委員会等が作成します。
- (結果の処理等)

第9条 委員長等は、懇談会終了後、文書による報告書を議長に提出します。

- 2 市行政に対する要望、提言等で重要と思われるものについては、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告し、対応を求めます。

- 3 第1項の報告書並びに前項の規定による報告及びその対応状況については、市議会ホームページ等に速やかに掲載します。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行します。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行します。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行します。

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

山陽小野田市議会議長 宛

団体等名称

申請者 代表者名

所在地

電話番号

山陽小野田市議会市民懇談会申込書

市民懇談会の開催を次のとおり申し込みます。

参加者人数	人
項 目	次の項目のいずれかに○をご記入ください。 (1) 市政に関すること (2) 市議会に関すること (3) (1)(2) 以外の市の重要な事項
テーマ（テーマ は 1 件です。	
テーマの具 体的な内容	

（参考）

1 開催希望日時

第 1 希望日時 年 月 日 () 午前・午後 時

第 2 希望日時 年 月 日 () 午前・午後 時

第 3 希望日時 年 月 日 () 午前・午後 時

2 開催希望場所

第 1 希望場所

第 2 希望場所